

多気町第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援 業務委託仕様書

1 委託業務名

多気町第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、現行の「多気町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することから、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、令和9年度から同11年度までを計画期間とした「多気町第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

本計画の実態調査及び計画策定を円滑に進めるために、豊富な経験と高い専門性を有する事業者の本業務を委託することで、効果的かつ効率的に計画の策定に取り組むことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務理念

本業務を実施するにあたり、受託者は委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある技術者を定め、かつ、適正な人員及び体制を整え、業務の目的を最大限に達成できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

5 履行場所

多気町全域及び受託者作業場

6 業務の内容

（1）給付実績集計・分析の実施

多気町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

（2）計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用者数等を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

（3）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行され、引き続き包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第9期の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うこととする。

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果の

とりまとめを行い、評価を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを多気町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、委員会の結果に基づき計画案の修正を行う。

7 成果品

(1) 第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（A4判、100頁程度、4色刷）

(2) 第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画概要版（A4判、8頁程度、4色刷、デザイン・レイアウト作成を含む）

(3) 上記データ一式

なお、成果品の著作権については、多気町に帰属するものとする。

8 特記事項

(1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ多気町と協議し、決定すること。

(2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、多気町と協議の上、本業務内容を変更することができる。

(3) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、令和元年度以降に、多気町と同等規模の団体及び県内自治体の介護保険事業計画策定実績を有していること。

(4) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損並びに盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務のデータ等の使用、保存及び処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、町の指示に従うこと。

(5) 成果品の納入にあたっては、第三者の権利を侵害しないものとし、第三者との紛争については、受託者の責任において対応すること。